

福井県後期高齢者医療広域連合ホームページリニューアル業務 仕様書

1 事業名

福井県後期高齢者医療広域連合ホームページリニューアル業務

2 目的

現在の福井県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）のホームページについて、現在使用しているソフトウェア（以下「現行システム」という。）はHTML構文を使用しており、専門的な知識がない場合、編集更新に大幅な手間と時間がかかる仕様となっている。既に導入から10年を経過しているため、職員が簡単にホームページを更新できるよう現行システムを見直すとともに、外部からの攻撃に対応できるセキュリティ対策の強化を図る。

3 業務概要

利用者が必要とする情報に簡単にたどり着けるホームページデザインの作成、誰もが簡単に操作できるコンテンツマネジメントシステム（以下「CMS」という。）を構築し、新ホームページの公開を行う。

4 業務期間

契約の日から平成31年3月31日までとする。

ただし、新ホームページの公開は、平成31年3月15日(予定)とする。

5 業務内容

(1) CMSの基本要件及び機能要件

- ① 導入するCMSは、受注者が自社で開発、改変及びサポート業務が実施できるシステムであること。
- ② 導入するCMSは、広域連合のPCには何らソフトをインストールせず、Windows上のブラウザ（Internet Explorer11以上）から操作できるものとする。
- ③ CMSにより生成されるウェブページは、原則とし全て静的な(X)HTML形式で生成されるものとする。
- ④ CMSにより生成されるウェブページは、Internet Explorer、Mozilla Firefox、Google Chromeの最新版ブラウザで正常に閲覧できること。
- ⑤ 登録職員の増減によるライセンスの増減、ライセンス料の増減が発生しないこと。（登録職員は3～16名を予定。）
- ⑥ 導入後も可能な限り保守費用の範疇にて最新の機能を提供すること。
- ⑦ SSLの対応により暗号化された通信が行われること。

- ⑧ CMSを使用してのページ作成・更新及びホームページ管理のための機能として、別紙1「CMS機能要件一覧」に示す全ての機能を有すること。
- (2) CMSの初期導入・初期設定
- ① ユーザ登録、権限構造設定等の作業を行い、CMSの諸機能の全てが稼働できる状態にすること。
 - ② 初期導入・初期設定後に、機能の追加やカスタマイズを含めたCMSの実装機能の動作確認を行い、問題が明らかになった場合には改善対応を行うこと。
- (3) アクセシビリティへの配慮
- ① JIS X-8341-3:2016 及びウェブアクセシビリティ基盤委員会の示す「JIS X-8341-3:2016 試験実施ガイドライン（2016年4月版）」に基づく試験を実施し、適用する達成基準の要件を満たすことを確認した上で納入すること。CMSによって作成するコンテンツが目標とする達成等級はAA（準拠）とする。
 - ② 記事作成の際、ウェブアクセシビリティ上、不適切な文言等について検知し、検知した箇所を一括で修正できる機能を有すること。また、手入力による修正も可能とすること。
- (4) その他機能等
- ① 各種用紙、パンフレット等がダウンロードできること。
 - ② サイト内検索ができること。
 - ③ デフォルトの文字サイズが3段階で調整できること。
 - ④ 2段階以上のユーザ権限を設定することができ、ページ公開のための承認機能を有すること。
- (5) 新ホームページのデザイン作成
- ① 新ホームページ作成にあたり、以下のページのデザインを作成すること。
 - ・トップページ …広域連合ホームページにおいて最も上位に位置するページ
 - ・分類ページ …トップページのメニューカテゴリを開いた際にサブメニューを一覧表示するページ
 - ・詳細ページ …トップページの1つをクリックして表示される詳細ページ
 - ② トップページのデザインは2案作成すること。広域連合ではいずれかのデザイン案を採用することとし、そのデザインをもとに必要な修正を加え、最終デザインを作成すること。
 - ③ デザインの検討・決定にあたっては、随時打合せ等を実施すること。
 - ④ ホームページ利用者に見やすく分かりやすいデザイン及びサイト構造とし、

使いやすさ、見やすさ及び見つけやすさのユーザビリティに配慮すること。

- ⑤ 決定したページデザインに基づき、CMSによりページを作成・管理するために必要なテンプレートの構築作業を行うこと。
- ⑥ デザインを作成する上で必要な素材、アイコン等は受託業者が用意すること。必要があれば広域連合が所蔵する写真等を提供するものとする。

(6) サーバの準備等

本業務において構築するアプリケーションは、以下の基本要件を備えた、日本国の法令が適用される場所に設置されたデータセンターに置くこと。

- ① DBサーバ
 - ・DBサーバはホスティングにてサービスを提供するものとする。
 - ・安全かつ確実に職員のみがアクセスできる環境を構築すること。マックアドレスにより接続できる端末を限定すること。
 - ・繁忙期に使用が集中しても、ストレスなく作業を行える環境を実現すること。
 - ・バージョンアップや機能の追加等に対応できる拡張性を持たせること。
 - ・ディスク容量は50GB以上とすること。
- ② Webサーバ
 - ・Webサーバは、ホスティングにてサービスを提供するものとする。
 - ・1日24時間、365日稼働できる体制を確保すること。
 - ・ディスク容量は50GB以上とすること。
- ③ データセンターの設備要件
 - ・データセンターは国内の施設であること。
 - ・建物耐震数値は6以上であること。
 - ・サーバ・ストレージ、情報セキュリティ対策機器等の情報システムを設置する場合、電力障害、通報システムなどの対策を講じること。
 - ・常用电源設備(自家発電機)を備えており、12時間以上の給電が可能であること。
 - ・サーバが管理されるラック類は鍵管理が行われること。
 - ・IDカード等個人認証により入室ができること。

(7) セキュリティ対策

- ① 本システムへのアクセスは、システム利用者ID及びパスワードにより行えるものとする。
- ② 最新のウィルスに対しても感染の防止・検知するための機能をもつこと。
- ③ 公開サーバの情報の改ざんがあった場合はすぐに検知し、復旧できる機能を

設けること。

- ④ 情報漏洩対策が十分にとられていること。
- ⑤ 個人情報を含む通信は、SSL暗号化通信によりセキュリティを保つこと。また、暗号化通信等に係る費用も見積もりに含めること。
- ⑥ 異常又は障害が発見された際には、直ちに広域連合へ連絡すること。また、障害発生時には、原因を調査の上、報告書を提出すること。

その他、情報セキュリティ要件に関して別紙2「情報セキュリティに係る特記仕様書」に記載する。

(8) マニュアル作成及び操作研修の実施

コンテンツ作成、運用及び管理等マニュアルを作成し、納品すること。ホームページ構築後、公開までの間に、職員に対し操作研修を行う。操作研修は、職員2名、回数は2回を予定している。詳細については、契約締結後、広域連合と協議の上決定することとする。

なお、操作研修にてパソコン等を使用する場合は、原則として広域連合の機器を使用するものとする。

(9) コンテンツ移行

リニューアル稼働前におけるコンテンツの移行及び作成作業は、受託者が示した移行方法を元に、広域連合が行うものとする。

① 移行方法・手順書の作成

- ・ 現行ホームページの全ページを対象とした移行管理表（ページの追加・削除、分割・統合、移行先のディレクトリ、移行時に行う修正作業や注意点等を示す資料）を作成し、広域連合に提示すること。
- ・ 移行対象として決定したページデータについて、職員移行後、受託者で(3)に示すアクセシビリティチェックを実施すること。
- ・ このほか、移行に際しての疑義等は広域連合と協議の上、対応するものとする。

② 移行対象ページ

現行ホームページのうち、約120ページを対象とする。

(10) コンサルテーション業務

デザイン作成やコンテンツ移行の作業にあたり、ホームページリニューアルについて下記の内容のとおりコンサルテーションを行うこと。

① 現ホームページの分析

現ホームページの問題点、不足点などを分析し、それらの改善点を提案すること。

② ユーザビリティの確保・向上

以下の項目を含め、ユーザビリティを高いレベルで実現する方法を提案すること。

- ・利用者の利便性を重視した使いやすいナビゲーション。
- ・知りたい情報に素早くたどり着けるようメニューページや関連リンク等を工夫。
- ・リニューアル後にユーザビリティを維持していく方法。

③ サイト構造設計の検討

コンテンツ作成者にとって管理しやすいサイト構造と、利用者が閲覧しやすいサイト構造の両方を考慮し、新サイトの構造設計を検討すること。

(1 1) その他必要な支援等

操作方法等に係る職員からの問い合わせに対し適切に対応し、仕様変更、新機能の実装等がある場合は、適切に情報提供、導入提案等を行うこと。

6 業務体制・スケジュール

(1) 業務体制

本業務の遂行にあたって、業務実施体制及び個別業務毎の連絡窓口を明示するとともに、各業務を確実に遂行するため、業務全体の責任者及び個別業務毎の責任者・担当者を定め、明示すること。

本業務の実施体制においては、適切な要員を配置しプロジェクトを推進できるよう、管理独立行政法人 情報処理推進機構（IPA）の認定するプロジェクトマネージャ及びシステム監査技術者の資格を有する人員を配置し、プロジェクト計画書の作成、システムテスト等の監査を行うこと。

プロジェクト統括責任者は、事前に広域連合が承認した場合を除き、構築期間中、同一人物とすること。

システム運用中の障害の発生に備え、連絡から60分以内に広域連合へ保守要員が到着できる体制とすること。なお、保守に係る対応時間帯は原則として平日8時30分から17時15分とするが、障害の内容に応じ時間外でも対応できる体制とすること。

(2) スケジュール

基本的な構築スケジュールは以下の通りとする。詳細スケジュールについては、広域連合と綿密に打合せの上、遂行すること。

平成30年10月～12月

- ・要件定義打合せ
- ・ワイヤーフレーム設計・作成
- ・デザイン設計・作成

平成31年1月～2月

- ・CMS設計・構築
- ・CMSシステムテスト

平成31年3月

- ・CMS操作説明・操作研修
- ・仮稼働、運用テスト
- ・本稼働

(3) 業務計画書の作成

本仕様書に基づき、本業務において実施する全ての作業項目、受託業者と広域連合の作業分担、詳細なスケジュールを示した計画書を作成し、契約締結後に提出すること。

また、進捗状況確認会議を月1回程度開催し、委託業務全体の進行手順の確認、進捗状況の確認、進行上の課題への対応策の協議を行う。進捗状況確認会議及び各個別検討会議は、基本的に広域連合の会議室で実施する。会議の記録は事業者が2部作成し、双方確認の上で保管する。

7 システム運用及び保守に関する要件

運用支援及び保守の内容を示す。

(1) 運用要件

- ・システムの稼働は365日24時間とする。ただし、定期保守等によるシステム停止は広域連合の承認を得た上で実施すること。
- ・データのバックアップは1日1回以上実施し、トラブル発生時には、最悪でも前回のバックアップ時点の状態に復元できる仕組みとすること。
- ・本システムの運用保守作業に必要と考えられる作業環境について、広域連合と協議の上決定すること。そのために本システムのサーバ上に機能の導入や設定が必要な場合は、それらを実施すること。

(2) 保守要件

① 定期保守

- ・定期保守などによる情報システムの停止は、広域連合の承認を得た上で実施す

ること。

- ・制度変更などのために行う情報システムの変更・追加、これに伴うテスト、ドキュメントなどの維持修正も保守の範囲とする。

② 障害保守

- ・広域連合職員から障害の連絡を受けた場合は、即時に状況の把握を行い、障害箇所の特定、影響範囲の調査を行うこと。
- ・収集した障害情報を基に原因を分析し、同様の障害が発生しないよう予防措置を講じること。
- ・原因、影響範囲、対処方法、再発防止策を取りまとめ、障害報告書として広域連合に報告すること。
- ・障害発生等の連絡から60分以内に広域連合へ保守要員が到着できる体制を構築・維持すること。

③ ソフトウェアのバージョンアップ

ソフトウェアのバージョンアップに関しては、その適用の判断に必要な調査・評価を行った上で、バージョンアップ版の提供及びインストール作業を行うこと。

8 成果品

下記の成果品を契約期間内に納品すること。成果品は紙媒体及び電子媒体により1部ずつ納品することとし、ドキュメント類はWord又はExcel形式で作成すること。

- ・業務計画書（スケジュール表）
- ・コンテンツ移行管理表
- ・アクセシビリティ対応基準書
- ・新ホームページのコンテンツ一式（デザインデータ含む）
- ・操作マニュアル（管理者向け）

9 その他

- (1) 平成24年度以降において、法人のウェブサイトの構築実績を2件以上有していること。
- (2) 本業務で作成されたドキュメント、データ、デザイン等に関する著作権は、原則として広域連合に帰属するものとする。
- (3) 本仕様書に基づく作業に関し、第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合、当該紛争の原因がもっぱら広域連合の責めに帰す場合を除き、受託者の責任、負担において一切を処理すること。
- (4) 本業務の遂行にあたり、受託者は業務上知り得た事項を第三者へ漏えいしな

いよう十分注意すること。

- (5) 受託者の責めに帰すべき理由により広域連合又は第三者に損害を与えた場合、受託者がその損害を賠償すること。
- (6) 受託者は、本業務の一部又は全部を第三者に再委託してはならない。ただし、あらかじめその委託内容を明らかにした書面により広域連合の承諾を受けた場合はこの限りでない。
- (7) 本仕様書に記載のない事項又は疑義等生じた場合は、広域連合と協議し決定すること。